





諮問第1号

退職手当に関する処分についての審査請求の件

箕面市在住のAからなされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定による退職手当に関する処分についての審査請求について、別紙のとおり裁決したいので、同条第4項の規定により議会の意見を求める。

平成27年3月5日提出

箕面市長 倉田哲郎

（提案理由）

退職手当不支給処分についての審査請求に対する裁決を行うに当たり、議会の意見を求めるため、提案するものである。



別紙

裁 決 書 (案)

審 査 請 求 人

住 所 箕面市在住

氏 名 A

代理人 B

同 上 C

上記審査請求人から、平成24年12月26日付けでなされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定による退職手当に関する処分についての審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを棄却する。

## 理 由

### 1 事案の概要

箕面市教育委員会（以下「処分庁」という。）は、審査請求人がインターネット上の自ら開設したホームページ等にわいせつな画像を投稿するなど、わいせつ凶画陳列及びわいせつ電磁的記録記録媒体陳列の罪により、逮捕、略式起訴され、平成24年8月2日に略式命令が確定し、かつ、勤務時間中に携帯電話によりアダルト画像を閲覧・投稿するという職務専念義務違反を繰り返した（以下「本件行為」という。）として、本件行為が学校教育に携わる公立学校教員としてその職の信用を失墜させ、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると判断し、同年10月19日付けで地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により懲戒免職処分を行い、同年11月5日付けで職員の退職手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第4号。以下「府条例」という。）第12条第1項の規定により退職手当の全部を支給しない処分（以下「本件処分」という。）を行った。

### 2 審査請求人の主張

- (1) 勤務時間中に携帯電話によりアダルト画像を閲覧・投稿したことなど、本件処分の根拠となる事実について誤認があり、懲戒免職処分についても箕面市公平委員会において争っているところであり、当該事実を処分の基礎とすることは不相当である。
- (2) 退職手当が賃金の後払いとしての性格を有することに照らすと、全額不支給が認められるのは、処分の原

因となった非違行為が退職者の永年の勤続の功をすべて抹消してしまうほどの重大な背信行為である場合に限られるべきところ、本件処分の理由とされた非違行為は、審査請求人の永年の勤続の功をすべて抹消してしまうほどの重大な背信行為であるとは言えない。

(3) 府条例第12条第1項には、懲戒免職処分による退職手当の支給制限をする場合においても、当該退職者の勤務状況、非違行為の内容及び程度、非違行為に至った事情、非違行為後の言動、非違行為が公務に及ぼした影響を勘案して、なお、一部の退職手当の支給制限にとどめる場合もあることが規定されているところ、学級崩壊の立て直しをはじめ審査請求人が実践してきた数多くの教育への貢献など、考慮すべき事情を十分に考慮していない。

(4) よって、審査請求人に対する本件処分の取消しを求める。

### 3 処分庁の主張

(1) 勤務時間中に携帯電話によりアダルト画像を閲覧・投稿したことなど、本件処分の根拠となる事実については、懲戒免職処分に関する箕面市公平委員会の裁決（平成26年7月8日付け）においても認定されており、事実について誤認があるとの審査請求人の主張は失当である。

(2) 本件行為の内容は極めて悪質で、動機や経緯にも酌量の余地はなく、確定的な故意をもって行われており、職責に鑑みても到底許容されず、過去の勤務状況や非違行為、反省の態度、公務への影響等を考え合わせれば、それまでの勤続の功を抹消するほどの著しい背信行為であり、府条例第12条第1項及び大阪府人事委員会が定

めている「職員の退職手当に関する条例の運用について（通知）」（昭和40年3月31日大人委第121号。以下「府条例運用通知」という。）第12条関係の規定から判断しても、例外的に退職手当の一部を支給することはあり得ない。

(3) 学級崩壊の立て直しをはじめ数多くの教育への貢献に関する審査請求人の主張は、具体性に乏しく主観的な評価が多分に組み合わさったものであり、一方、保護者に対する頭ごなしの指摘や論争を繰り返し、信頼関係を形成できずに途中で担任を交代する事態を招いたこともあるなど、こうした審査請求人の勤務状況や勤務態度も踏まえたうえで、諸事情を総合考慮して本件処分を行っており、考慮すべき事情を考慮していないなどということはありません。

(4) 以上のとおり、審査請求人の主張は失当であり、本件処分は適法かつ相当である。

#### 4 審査庁の判断

##### (1) 懲戒免職処分を受けた場合の退職手当の支給制限について

懲戒免職処分を受けた場合の退職手当の支給制限については、府条例第12条第1項に規定されており、退職手当管理機関（本件の場合、箕面市教育委員会をいう。以下同じ。）は、退職をした者が占めていた職の職務及び責任、退職をした者の勤務の状況、退職をした者が行った非違の内容及び程度、非違に至った経緯、非違後における退職をした者の言動、非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができるとされている。



このような広範な事情について総合的な検討を要する以上、退職手当支給制限処分をするか否か、するとしていかなる程度の制限をすべきかは、平素から内部事情に通じ、職員の指揮監督に当たる退職手当管理機関の裁量に委ねられていると解すべきである。

そのため、退職手当管理機関が上記裁量権を行使して行った退職手当支給制限処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである。

また、府条例運用通知第12条関係では、非違の発生を抑制するという制度目的に留意して、退職手当の全部を支給しないことを原則とし、その一部を支給しないことについては例外的な取扱いとされている。懲戒免職処分を受け、退職手当の一部を支給しないとする処分にとどめることを検討する場合としては、府条例第12条第1項に規定する「退職をした者が行った非違の内容及び程度」が次の①から④までのいずれかに該当する場合に限定されている。

- ① 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職処分とされた場合
- ② 懲戒免職処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- ③ 懲戒免職処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- ④ 過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべ

き情状のある場合

ただし、上記①から④までに該当する場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとされている。

(2) 本件処分について

本件処分の理由は、審査請求人が平成24年10月19日付けで懲戒免職処分を受け、同日付で退職したためである。

審査請求人は、勤務時間中に携帯電話によりアダルト画像を閲覧・投稿したことなど、本件処分の根拠となる事実について誤認があり、当該事実を処分の基礎とすることは不相当である旨を主張している。

また、そもそも退職手当の全額不支給が認められるのは、処分の原因となった非違行為が退職者の永年の勤続の功をすべて抹消してしまうほどの重大な背信行為である場合に限られ、さらに、学級崩壊の立て直しをはじめ審査請求人が実践してきた数多くの教育への貢献など、考慮すべき事情を十分に考慮していないとも主張している。

しかし、わいせつ凶画陳列罪及びわいせつ電磁的記録記録媒体陳列罪については、警視庁に逮捕され、略式命令により刑事罰が確定しており、勤務時間中に携帯電話によりアダルト画像を閲覧・投稿するという職務専念義務違反を繰り返していたこと等についても、平成26年7月8日付けの箕面市公平委員会裁決において事実として認定されており、本件処分の根拠となる事実について誤認があるとは認められない。

次に、退職手当支給制限処分の制度は、非違の発生を抑止するという制度目的に留意して、懲戒免職処分を

受けた場合は、退職手当の全部を支給しないことを原則とし、例外的にその一部を支給しない処分にとどめることを検討する場合は、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとする旨が府条例運用通知第12条関係に規定されている。この規定に照らせば、本件行為の内容は極めて悪質で、動機や経緯にも酌量の余地はなく、児童・保護者、学校教育に携わる教員ほか関係者の信用を著しく失墜させたことは重大な背信行為と認められ、停職以下の処分にとどめる余地がないことから前記(1)①には該当せず、前記(1)②の職場規律を乱したことのみである場合にも当たらない。また、本件行為は、過失ではなく故意による行為であることから前記(1)③及び④にも該当しない。

これらのことから、府条例運用通知第12条関係に規定されている例外的な取扱いの検討要件のいずれにも該当せず、また、審査請求人が主張する数多くの教育への貢献及び永年の勤続の功など諸々の事情を参酌したとしても、本件行為の非違性を軽減できるものではないことから、処分庁の行った本件処分は適法かつ相当と認められる。

### (3) 結 論

以上の理由により、審査請求人の主張には理由がないと認められるので、主文のとおり裁決する。

平成 年 月 日

審 査 庁

箕面市長 倉 田 哲 郎

## 教 示

この裁決に不服のあるときは、次のとおり再審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- 1 この裁決書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、地方自治法第206条第6項の規定により大阪府知事に対して再審査請求をすることができます（なお、裁決書を受け取った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、箕面市を被告として（訴訟において箕面市を代表する者は、本件処分の取消しの訴えの場合は箕面市教育委員会、この裁決の取消しの訴えの場合は箕面市長となります。）、大阪地方裁判所に本件処分又はこの裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又はこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。